

沿岸漁村における「家」制度の解体：「三十六人衆」体制をめぐって

| | |
|----------|---|
| その他のタイトル | Research into "Sanju?rokuninshu?", of the Family System of Nigata Provinces |
| 著者 | 松本 暉男 |
| 雑誌名 | 關西大學法學論集 |
| 巻 | 14 |
| 号 | 3 |
| ページ | 268-294 |
| 発行年 | 1964-10 |
| URL | http://hdl.handle.net/10112/00027586 |

沿岸漁村における「家」制度の解体

—「三十六人衆」体制をめぐって—

松 本 暉 男

一 沿岸漁村の貧困化と「家」制度

二 仮説と方法

(1) 「出嫁型」漁村の社会構造

(2) 「家」制度の存在形式へのアプローチの方法

三 事例漁村の「家」制度

(1) 新潟県三島郡寺泊町大字野積の村落構造

① 社会的背景 ② 村落構造の特色

③ 「三十六人衆」体制の存立基礎

(2) 事例漁村における「家」制度の現状

四 「家」制度の解体過程における「家」意識の再生産について

一 沿岸漁村の貧困化と「家」制度

本稿は、過去十年の間に手がけた漁村調査の内、現代の沿岸漁村社会における「家」制度の解体の重要な方向を示すものとして、新潟県下の沿岸漁村の事例を紹介しようとするものである。ここで先ず、現代漁村社会構造の基本的

動向について考察しておこう。

× ×

内閣提出の沿岸漁業等振興法（沿振法）案が第四十三国会で可決されて約一年になる（三八年八月施行）。元來、日本の漁業構造は、零細沿岸漁家が全漁業経営体数の八割以上を占めているにかかわらず、その生産高は全漁業生産高の二割にも達しないという重大な矛盾を内在している。六十万といわれる零細沿岸漁家を底辺として、生産力の極度に低いこれらの零細漁家より放出される余剰労働力に支えられて、企業経営方式による遠洋沖合漁業が伸長せしめられてきたのである。このような漁業構造の矛盾は、圧倒的多数を占める零細漁業の犠牲の上のみ、相対的に少数の遠洋沖合漁業経営の発展が可能であったことを示し、とくに、さい近は十年來の零細沿岸漁村における貧困の再生産と低生産性・沖合遠洋漁業との所得格差の増大・生活水準の低下を決定的にし、多くの沿岸漁村を荒廃と貧窮に追いやっている。ところで、沿振法の適用対象は、沿岸漁業と中小漁業とであり（第二條）、日本漁業の構造的矛盾、そのシワ寄せとしての沿岸漁業の不振不況への抜本的対策を志向するものであったことは、その制定過程の諸事情から明らかである。沿振法が構造改善施策の主眼点としたのは ① 水産資源の維持増大 ② 経営の協同化近代化などによる生産性の向上ということであり（第三條一）、貧困にあえぐ漁村の窮状打開に苦慮している全国の漁業関係者や漁村問題研究者にとっては、まことに待望久しい立法措置であった。当時のマス・コミや政府当局の、沿振法の宣伝啓発活動も実に活潑で、①「採る漁業から飼養の漁業へ」②「経営協同化」という二大キャッチフレーズで沿振法の目的の紹介につとめたことであった。しかし、果して沿振法が今日の沿岸漁業の不振と漁村の貧困化を阻止し、その激変する社会構造に影響を与えうるものかどうかは大いに疑問である。

たとえば、沿岸漁業の生産性の向上を目的とする沿振法において、養殖漁業(第三条一項)「水産資源の適正な利用、水産動植物の増殖等によって、水産資源の維持増大をはかる」の育成が、経営近代化協同化を前提としていることは明らかであるが、この経営近代化協同化の実現のために沿振法が課題としている事項(第三条)は、どれをとっても実現の困難な事項といわねばならない。第一に、「漁場の利用の合理化」——多くの沿岸漁村では、水産資源が激減し、魚がとれなくなっており、自村の漁場の確保と最大限の利用が至上命令となっている。小定置の沖出しが僅か百メートル長すぎるとの理由で、隣村から抗議され、それが後に血の雨をふらさんばかりの大紛争に発展した、かの蒲生対茶崎の漁場争いも、そうした尖鋭化した漁場支配意識の一例といえるであろう。しかも、漁場支配意識の尖鋭化は、魚がすくなくなつたということ以外に、漁場利用権を物権的排他的支配権として構成した漁業法の伝統によるところも大きい。だから、漁業協同組合法によって、漁民自身による漁場の自主的民主的管理が可能となり、利益の平等配分・他種漁業との合理的調整などが可能となつたにかかわらず、組合ごとに漁業権が「免許」されているかぎり、排他的な漁場利用慣行は終らないし、経営規模の拡大ということは漁場利用形式の面からはのぞめないことになる。また、「資本装備の高度化」——これについても、漁港改善などのための特別の融資措置がうたわれているとはいへ、適用上は一定の担保物件を必要とするから無資産小漁村では絵にかいた餅にすぎない。「経営の協同化近代化」は、実は十年も前からの、政府の沿岸漁業対策の骨子とされてきたものであり、三十五年十月の農林漁業問題調査会の答申にもこのことは明らかにされたし、戸別漁法を組合自営の合理的多角的経営にきりかえて一応成功した事例(新潟県筒石漁協など)もある。しかし、今日、貧困化し荒廃している大部分の漁村は、筒石漁協(三百七十戸)よりずっと零細で、漁場豊度もはるかに貧しい漁村なのであり、経営協同化は最初から困難であり、これらの零細小漁村は、おおよそ沿振法や漁業政策による構造改善策の対象の外に

あるといわざるをえないのである。

こうして、沿振法を含む今日の漁業構造改善政策とは無関係に、零細沿岸漁村の貧困化と荒廃化は進み、伝統的社會構造と社會制度の解体と再編成は進行し、今後もこの動向は更に顕著になっていくであろう。すでに私の調査事例からみても、零細沿岸漁村の大部分が近年の漁業資源の減少、過剰漁業人口、高度經濟成長政策下の消費者物価の高騰などの悪条件のために、貧窮と荒廃にさらされていて、産業構造の轉換をせまられ、「出稼型」漁村になっていた。漁村でありながら漁村でなくなっているのが現状である(くわしくは拙稿「沿岸漁村の貧困化」、同「沿振法」の使命、土井秀夫編「漁村教育」第一―二号参照)。とくに磯浜型集落の多い日本海沿岸漁村―わけても自給程度の畑しかもためたために兼農が最初から困難なところ―では、そのような轉換が甚だしく、産業構造の變化に伴い、旧産業構造(漁業構造)の上に存続せしめられていた伝統的な社會制度や價值体系が根底から動揺せしめられ、或いはすでに破壊されてしまっているのを見ることができるとも、前出の筒石漁協や若狭(京都府下)、ビワ湖や瀬戸内海、九十九里浜海岸、など各地方の漁協のように、沿岸漁業の枠のなかで生産性を高めることに成功しているところでは、そのような變化は遅々として生じるか、或いは少なくとも職業移動・人口移動についての著しい兆候をみせないといえよう。

こうして、今日の零細沿岸漁村において、その貧困化による産業構造の轉換は、社會移動(social movement)と社會解体(social disorganization)をうながし、この漁村社會構造の變動は、漁村社會の基礎單位である、伝統的な「家」制度の存在形式(第一に「家」相互間の、第二に「家」内部の人間関係の)の變動・そこでの伝統的な行動様式の變化を意味する。この動向は、右に述べた「變化」のおそい若干の地方漁村においても基本的には同一である。すなわち、遅速の差はあっても、今日の零細沿岸漁村には、貧困化―産業構造の轉換のために、伝統的「家」制度の

解体という状況がみられるのであって、その転換は図式論的には左のような四種の型に要約できよう。零細沿岸漁村の原型を、「非出稼型純漁村」とすると、

A a (漁業) 出稼型漁村化

b (漁業) 出稼型非漁村化

c (漁業) 出稼型兼業漁村化

B a (他産業) 出稼型漁村化

b (他産業) 出稼型非漁村化

c (他産業) 出稼型兼業漁村化

C 非出稼型兼業・漁村化

D 完全脱漁村化

右の類型化において、非漁村化と漁村化は、当漁村漁業人口と非漁業人口との百分比の多少によって、完全脱漁村化は当漁村漁業人口がゼロとなったか否かによって、兼業漁村化とは漁業以外に農・商・工業や日傭労働人口などが新らしく創出されたか否かによって、それぞれ決定される。だから、D型は、A b型、B b型の極限を示すものとして独自性をもたず、非出稼型非漁村化を核概念とする莫然とした型であるが、A・B・C型がいずれも、「家」制度の解体状況について特定の方向を示すのに対し、D型では不特定である。というよりも、D型については、出稼を伴わない非漁村化では、都市化・商工業街化・観光地化・離漁化などの各ケースについて、どのようなメカニズムの脱漁化をとげたかということにより「家」制度解体状況がきまってくるにすぎず、産業構造の転換と、「家」を含め

て社会制度一般の変化との間に必然的法則を設定しようとする。こと自体が無意味に思われるのである。

そこで、実態分析の対象としてA・B・C型を考察すればよいのであるが、D型について述べた点はC型にも多く該当し、また出稼型への転向が沿岸漁村の大勢でもあるから、ここではA・B二型を中心として、今日の沿岸漁村における「家」制度解体の程度・メカニズムを決定するものは何か、漁業出稼か他産業出稼かの差異や、非漁村化・兼業化の差異などが決定要因といえるかどうかを目標に、事例漁村の調査報告をまとめてみよう。

ここに取り上げた事例漁村の報告は、新潟県立女子短期大学の浅妻康二氏と松本が、各個及び共同で行った五回にわたる調査の資料による。A a - c - B a - c型を含む。それらの一部分は、三九年度日本法社会学会総会で共同報告した他、松本・浅妻はそれぞれの機会に一部分を発表した。また、具体的な「家」制度の概念規定と、イデオロギ―としての「家」制度との関係については別の機会に明らかにしたから本稿では割受する。「家」制度と「家」意識との関係、「家」意識の実態分析のための方法論、その場合に法社会学における役割理論適用の可能性と必要性、については、近稿「家意識の研究」(二)に詳論することにすが、次節で簡単にふれよう。

二 仮設と方法

(1) 「出稼型」漁村の社会構造

従来の調査事例から、各沿岸漁村における特殊な「出稼」体制の決定要因として、① 当該漁村の漁業生産力の低さ如何―新産業構造成立の必要性と可能性の程度。② 当該漁村共同体秩序の閉鎖性の程度。③ 分家制限がきびしく土地所有の小さいところ程、同居大家族制存続の可能性は大きく、「出稼」体制への転換はおそい。この三

条件が互いに絡み合って、それぞれの漁村の「出稼」体制の特質を決定しているようである。そして、このようにして決定された「出稼」体制の性質が、当該漁村の伝統的な社会構造をそのまま再編成しているとみられる場合には、漁村の「家」制度は、出稼によって殆んど破壊されることはない。事例漁村としてとりあげた野積が適例である。ここでは、出稼漁民層の増大により、漁民層の分解がみられ、漁場支配（漁業権）と漁業経営関係における、伝統的「權威」の型の変質を生じつつあるが、零細経営と貧困化の進行↓「出稼」体制の確立の過程で、新社会状況に適應するように、「家」意識が再生産され、旧来の同族的家父長制權威主義的社会関係における「役割」の再生産が行われているのを見ることが出来る。このことは、漁民層の兩極分解にかかわらず、一樣に貧困化の過程を辿る沿岸漁村において、産業構造の轉換が旧「權威」によるヘッドシップを必要としたことを意味している。野積では、急速に成立した「出稼」体制と漁民層の分解の深化がみられるにかかわらず、旧支配層によって出稼漁民層の權威主義的再編成が行われ、変容・解体をせまられつつある「家」制度は、むしろ「出稼」型への轉換をとげることによって再編、強化されていることが実証されるのである。

これに対し、「出稼」体制の性質が漁村社会構造を全然反映していない事例として、野積の近村である越前浜漁村をあげうる。ここでの「毒消し売り」行商は、民主的個人主義的に組織され、伝統的「權威」の型の変質は、そのまま伝統的支配秩序Ⅱ「家」制度の解体を意味している。ここでは、旧「權威」層によるヘッドシップと無関係に産業構造の轉換が可能だったからであり、「出稼」体制の成立によって「家」制家は解体し、脱漁過程に於ける「權威」の再編成の限界が明らかに示されている。

「出稼」がふえると、封建的な「家」制度の解体が進むというのが、村落社会学の一つのテーゼとなってきた。し

かし、右の第一事例で明らかにされるように、沿岸漁村の「出稼」体制の性質如何では、「家」制度は、単純な解体でなく常に再生産しつつ解体するというプロセスをとるのを見出すのである。

(2) 「家」制度（とくに家意識）の存在形式へのアプローチの方法

私は、かねて具体的な存在形式としての「家」制度を、一定の物質的基礎をもった家父長制權威主義的役割システムとしてとらえ、これは、実際には屢々、家産の分散・家業の廃棄などで物質的基礎を消失する場合でも、「上から」人民に強要されてきた理念としての「家」的人間関係―「家」イデオロギーの故に、家父長制權威主義的役割システムとしての家族関係を長く存続させることになったと解してきた（拙稿・前掲・参考）。このような固定的形式的な役割システムとしての家族関係こそ―或いはそこで培養された一群の行動様式・規範的意識（＝「家」意識）こそ、現代の日本社会で直接に問題とされるべき、理念型的「家」制度と考えられるのである。ここでは、性・年令・出生順位・身分階層などが家族的人間関係における各自の地位と役割を決定してしまい、各自は、自己の既定の役割を遂行することによって「家」に同一化していく。だから、「家」制度が確立・存続しているということは、右のような役割関係が明瞭に成立し認知され社会的サンクションがこれを保障しているかどうかの問題となる。そして、この役割システムとそこでの自己の役割の学習は、基礎パースナリティの形成過程で、相互作用によって可能となる。

家族に限らず、村落生活についても、人間関係の微視的単位として、村の住民の行動様式（生活規範意識）が考察の対象になるから、一定の支配構造（―例えば同族結合）が存続しているときには、各自が形式的固定的なその役割を学習していくことによって、そのような村落社会構造が維持されていく。

ところで一般に人間関係（＝法社会学的意味での法的関係）の追究の道具的概念として、表現手段としての概念は

すでに数多く慣用されているが分析手段に役立つものは十分に発見されていない。千葉教授は、分析的手段としての概念として、「規範」「構造」「認知」「反応」などと共に「役割」をその一つにあげられる(千葉「法社会学における役割概念の研究」三三頁以下)。なぜなら、例えば「役割」概念こそ、家族・村落社会の法社会学的研究に於いて特に有用でなからうか(前記・拙稿参照)。なぜなら、例えば家族の法社会学の意味での法的関係は、家族の人間関係自体であり、これを追究することはそこでの一定の行動様式(≡相互作用の持続的パターン)を問題とすることであり、この行動様式は家族内での基礎パースナリティ形成過程で「期待された役割」として例外なく内面化されていくものだからである。近来、「役割」の概念は社会学・社会心理学で実に多くのニュアンスをもって用いられ、専門外の私には難解であるが、再び千葉教授の指摘に従えば、ミード(Mead)→コトネル(Cottrell)→サービン(Sarbin)という一系譜を見出すことができ、この、役割をパースナリティ発展過程(≡社会化過程)で動的なものとしてとらえる方法が、家族・村落社会における相互作用・規範意識の抽出に最も有効ではないかと私には思われる。わけてもサービンは、一定のパースナリティ構造の内に、役割が三つの側面をもって構造づけられていることを説き、そのなかでも「役割期待」は個人が社会体系中に位置づけられることによって、彼が相互作用関係に立つ他人に対してどういう行動体系をとるかを予測せしめるものであり、この役割期待の学習過程・獲得された役割期待が明白か否かが、各人の「状況」(文化様式としての諸制度を含めて)への適応状態を規定するという(サービン「役割の理」論「土方訳六頁以下」)。いいかえれば、例えば人の家族内行動様式は、彼がその家族内人間関係に於いてどういう位置を与えられ、従ってどういう役割期待関係にあるかによって決定されることになる。コットレルも「役割に対する適応の度合は、その役割が如何に明確な規定の仕方をうけているかできまる」と述べ(前出・土方訳書巻末の「インジャーソルは、このような役割理論を学生のパースナリティ形成過程に結合させて、みごとに

土方訳書巻末の
解説八五頁参照)

インジャーソルは、このような役割理論を学生のパースナリティ形成過程に結合させて、みごとに

「家族内における権威の型の変遷」の実証に成功した(前掲・拙稿)。「近稿」参照)。それが普通の家族関係一般でなく、前述のような現代日本社会の「家」、つまり形式的固定的な役割システムとして把握されるところの、家長の権威を頂点とする「家」的人間関係そのものを対象とすると、役割分化・役割期待がかなり明確であるだけに、分析的道具概念としてより一その有用性を發揮できると思われるのである。

「家」的態度(「家」意識)は、フォーマルな役割行動としての「家」的行動様式の主観的心理的側面・その微視的単位であるから、後者が家長権威の型によって規定されてくる以上、「家」的態度が、家(長)の権威の認知、ないし、これへの恭順の態度として現われることはいうまでもない。だから、沿岸漁村に於ける「家」制度(「家」意識)の解体や再生産は、「家」的人間関係(家父長制権威主義的役割システム)の動態として、家(長)の権威||恭順の態度の解体・再生産の問題とみてよいのである。「家」制度下で、各自がその役割に対して適応しうるかどうかは、結局、「権威||恭順」の相互作用に適応しうるか否かに他ならない。

三 事例漁村の「家」制度

(1) 新潟県三島郡寺泊町大字野積の村落構造

① 社会的背景

その起源については定説はなく、明治二二年に野積村、三四年に寺泊村と合併し、現在では、行政的には寺泊町大字野積であるが、地縁的血縁的に寺泊からの独立性が残っていて、現在でも生活圈、生活意識の上では野積「むら」である。ここには、大天津分水の河口から南北に沿って日本海岸に、茅谷(二八戸)、荒谷(八七戸)、中浜(四三戸)、

内川（三三戸）、高屋（二〇戸）、金沢（三六戸）、池之尻（四三戸）、大野積（二〇戸）、の八部落（計二九九戸）があり、各部落間是一本の細いバス道で連絡し、徒歩数分程の間隔を保つ。

いずれも耕作面積は狭く、中浜・内川・荒谷には自給程度の畑さえもたぬ者が多い。大正期まで漁業を中心としたが砂丘地帯のため大型底曳・定置は不可能で、近くの出雲崎・間瀬のような鱒漁もなりたらず、大羽鯛（四―六月）とヒラメ（二―三月）漁を中心としていたため、早くから「出稼」体制の成立が促進された。閑漁期の杜氏を中心とする酒造り・屋根葺の出稼がそれで、とくに大正末期以後は第一次大戦後の経済変動の余波をうけて漁業も衰退した結果、「出稼」体制は一そう強化され、主要収入源として出稼にいかぬ者はないという状態になった。出稼のほとんどは酒造り業であり、「野積の杜氏」の伝統がつくられ、全国に進出するほどになった。第一表（昭和三〇年度）の

〔第一表〕

| | (出稼ぎ地) | (杜氏) | (三役) | (下働き) | (計) |
|-----|--------|------|------|-------|-----|
| 栃木 | | 三 | 九 | 二三 | 三五 |
| 群馬 | | 五 | 一五 | 二五 | 四五 |
| 長野 | | 三 | 九 | 九 | 二一 |
| 新潟 | | 三四 | 一〇〇 | 一九二 | 三二六 |
| 京都 | | 一 | 二 | 三 | 六 |
| 滋賀 | | 一 | 二 | 二 | 五 |
| 北海道 | | 一四 | 四二 | 一五三 | 二〇九 |
| 福島 | | 三 | 九 | 一一 | 二四 |
| 愛知 | | 五 | 一五 | 三〇 | 五〇 |
| 静岡 | | 七 | 二〇 | 二五 | 五二 |

| | | | | |
|----|----|-----|-----|-----|
| 三重 | 二 | 六 | 一一 | 一九 |
| 岐阜 | 七 | 二〇 | 三二 | 四九 |
| 石川 | 一 | 二 | 四 | 七 |
| 富山 | 一一 | 二五 | 二四 | 六〇 |
| 岡山 | 一 | 二 | 三 | 六 |
| 計 | 九八 | 二七八 | 五三八 | 九二四 |

統計数学は時期的な重複をふくんでいるから、実数は、その半数とみてよいが、野積杜氏の進出ぶりが明らかである。中学を出ると男の子は同族的又は親族的縁故を頼って酒造り出稼に行くが、一人前になるには五―六年かかるといふ。杜氏になるには一五―六年かかる。杜氏の収入は四〇万円を最高に、普通は一〇万円程度、三役で六―七万円という。

現在の野積は、最高農業現金収入でさえ三〇万円以下で、漁業は年に一度のタコ・カニ漁があるだけで問題とならず、出稼収入（農漁業外労働）にたより、第一節に述べたB b型漁村に属するといえよう。そして、酒造り世界の徒弟的仕組は、杜氏―三役―下働きの身分階層制をとっており、後述のように部落支配構造に一致して、「出稼」体制の確立は解体過程の村落共同体秩序（同族的家連合）を再編成するのに役立っているのである。尚第二表は、野

〔第二表〕

| | 耕作面積 | | | | | 総所得に対し農業所得の示す% | | | | | 農業現金収入 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|----------------|-------|-------|------|-------|--------|------|--|
| | 5反~10 | 10~5 | 5~3 | 3~ | 100~90 | 90~50 | 50~10 | 10~0 | 50万円 | ~30 | 30~10 | 10~ | |
| 大野 薮 | | 57.1% | 28.6% | 14.3% | 0 | 28.6% | 28.6% | 42.8% | | | | 100% | |
| 池之尻 | 5.6% | 42.9% | 22.9% | 28.6% | 0 | 2.9% | 71.1% | 25.7% | | 5.7% | 89.3% | | |
| 内 川 | | 20.8% | 25.0% | 50.0% | 0 | 8.3% | 62.5% | 25.0% | | 41.6% | 50.1% | | |

沿岸漁村における「家」制度の解体

積「むら」の農業経済構造を代表しうる大野積・池之尻と、比較的新しく成立した内川部落の現況（昭和三三―八年）を示す。

② 村落構造の特色

野積の各部落では、すべての「家」が血縁的（同族的）又は地縁的（字内婚的）紐帯によって互に結ばれ、地縁的結合と血縁的結合の不一致は例外に属する。このような社会構造の原理となっているのが、「三十六人衆」とよばれる三十六軒の本家筋である。部落には、「おおやけ」（「おもだち」ともいう）と「こやけ」（「こまえ」ともいう）の「家」筋があり、後者は第一分家以下の分家筋をさし、前者は本家筋をいうが、三十六軒あったために、「三十六人衆」とよばれるのである（但し、昭和三三年調査時^{（但し、昭和三三年調査時）}は三十四軒であった）。第三表がその分布状況を示す。北から南にひらけた野積では、最

〔第3表〕

| (部落名) | (部落戸数) | (「三十六人衆」) | 名 |
|-------|--------|-----------|-------|
| 大野積 | 10戸 | 青木政吉 | 青木政吉 |
| 〃 | 〃 | 石津清五 | 石津清五 |
| 〃 | 〃 | 高津金 | 高津金 |
| 池之尻 | 42戸 | 石井文平 | 石井文平 |
| 〃 | 〃 | 高津仁三 | 高津仁三 |
| 〃 | 〃 | 石井綱三 | 石井綱三 |
| 〃 | 〃 | 高藤井三 | 高藤井三 |
| 金沢 | 36戸 | 深木治郎 | 深木治郎 |
| 〃 | 〃 | 青木重三 | 青木重三 |
| 〃 | 〃 | 青木惣三 | 青木惣三 |
| 〃 | 〃 | 青木高太郎 | 青木高太郎 |
| 高屋 | 20戸 | 青井寅治 | 青井寅治 |
| 〃 | 〃 | 松井市郎 | 松井市郎 |
| 〃 | 〃 | 松井幸郎 | 松井幸郎 |
| 〃 | 〃 | 松井五右 | 松井五右 |
| 内川 | 33戸 | 加藤初太 | 加藤初太 |
| 〃 | 〃 | 石井安五 | 石井安五 |
| 中浜 | 43戸 | 高津常大 | 高津常大 |
| 〃 | 〃 | 大藤井合 | 大藤井合 |
| 荒谷 | 87戸 | 河合権四 | 河合権四 |
| 〃 | 〃 | 河合政雄 | 河合政雄 |
| 〃 | 〃 | 河合田昇 | 河合田昇 |
| 〃 | 〃 | 河野五右 | 河野五右 |
| 〃 | 〃 | 風間三右 | 風間三右 |
| 〃 | 〃 | 加藤惣一 | 加藤惣一 |
| 〃 | 〃 | 河合熊五 | 河合熊五 |

第4・5表 大野積・池之尻・内川部落一覽表

| 世帯主 | 屋号 | 三六衆 | 出目 | 婚姻 | 子嗣 | 家数 | 反別耕作% | 兼業 | 自営人 | 漁業 | 船動力 | 旧元 | 出稼 | 役職 | 備考 |
|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|-------|----|-----|----|-----|----|----|------------|----|
| 大野積 | A・K | ○ | 2 | 金沢 | 池25 | 9 | 3.0 | 3 | 5 | 2 | | 酒造 | 3 | | |
| 1 | A・Y | ○ | | 平小須 | うち | 11 | 5.0 | 1 | 5 | 5 | | | | | |
| 2 | A・Y | | | 内川 | 池1 | 10 | 5.0 | 2 | 5 | 5 | | 酒造 | | | |
| 3 | I・Z | | | うち | | 9 | 5.0 | 1 | 5 | 5 | | | | | |
| 4 | I・S | ○ | | うち | | 7 | 5.0 | 1 | 5 | 5 | 4.3 | | | 区長 氏子総代 | |
| 5 | T・K | | | うち | | 8 | 5.0 | 3 | 5 | 5 | | 酒 | 1 | | |
| 6 | T・K | | 7 | うち | | 1 | 1.5 | 1 | 5 | 5 | | | | | |
| 7 | T・K | | | 25 | 15 | 6 | 3.0 | 3 | 5 | 5 | | 酒 | 1 | | |
| 池之尻 | A・K | | | 2 | 26 | 9 | 5.0 | 3 | 5 | 5 | | | | | |
| 1 | A・K | | | 16 | 12 | 8 | 5.0 | 2 | 5 | 5 | | | | | |
| 2 | A・Y | | | 2 | 2 | 8 | 5.0 | 1 | 5 | 5 | | | | | |
| 3 | A・K | | | 2 | 2 | 8 | 5.0 | 1 | 5 | 5 | | | | | |
| 4 | A・F | | | 34 | 30 | 3 | 1.5 | 3 | 5 | 5 | | | | | |
| 5 | I・I | ○ | | うち | (2) | 21 | 5.0 | 2 | 5 | 5 | | | | | |
| 6 | I・T | ○ | | 24 | 1 | 7 | 5.0 | 3 | 5 | 5 | | | | | |
| 7 | I・M | | | 4 | 14 | 7 | 5.0 | 3 | 5 | 5 | | | | | |
| 8 | I・K | | | 高屋 | | 5 | 1.5 | 3 | 5 | 5 | | 酒 | 2 | | |
| 9 | I・Y | | | 6 | 17 | 8 | 5.0 | 3 | 5 | 5 | 0.7 | 酒 | | | |
| 10 | I・K | | | 6 | 17 | 3 | 5.0 | 1 | 5 | 5 | | 酒 | | | |
| 11 | I・K | | | 9 | 17 | 8 | 5.0 | 3 | 5 | 5 | | 酒 | | | |
| 12 | I・T | | | 6 | 4 | 4 | 1.5 | 1 | 5 | 5 | | | | | |
| 13 | T・T | | | 5 | 3 | 5 | 3.0 | 1 | 5 | 5 | | | | | |
| 14 | T・E | | | 16 | 3 | 8 | 3.0 | 1 | 5 | 5 | | 酒 | | | |
| 15 | T・K | | | 18 | 3 | 7 | 1.5 | 2 | 5 | 5 | | 酒 | | | |

沿岸漁村に於ける「家」制度の解体

大の大野積・池の尻に、草分である「三十六人衆」がもつとも多いはずであるのに、以後にひらけた内川・中浜・荒谷にも、多数分布していることがわかる。

野積村落構造の特色を明らかにするには、そこでの本家Ⅱ分家Ⅱ第二分家関係（Ⅱ同族関係）の実態を分析する必要がある。野積「むら」の発生地といわれる大野積・池之尻の両部落では、さすがに本家Ⅱ分家関係は緊密であり、一〇軒程の結

沿岸漁村における「家」制度の解体

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-------------|---|----|----------|----|----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|------|--|---|-----------|
| 16 | T・T | さうえもん | | 大 | 6 | うち | うち | 12 | 3.0 | 3.0 | 10 | 3 | 3 | 5 | | | 8 | 酒 その他1 |
| 17 | T・M | ごのじょう | | 大 | 5 | うち | うち | 7 | 3.0 | 3.0 | 10 | 3 | 3 | 5 | 1 | | 1 | 酒 その他1 |
| 18 | T・S | でんしち | ◎ | 大 | 5 | うち | うち | 7 | 5.0 | 5.0 | 10 | 1 | 1 | 5 | | | 1 | 酒 その他1 |
| 19 | T・R | きんごろう 分家 | | 大 | 5 | うち | うち | 10 | 1.5 | 1.5 | 5 | 3 | 3 | 5 | 1.1 | | 1 | 酒 その他1 |
| 20 | T・K | へいぞう | | 24 | 金沢 中浜 | 中浜 | 中浜 | 7 | 1.5 | 1.5 | 5 | 3 | 3 | 5 | | | 1 | 酒 その他1 |
| 21 | T・K | やまあんじ | | 23 | 23 | 23 | 23 | 4 | 10.0 | 10.0 | 50 | 1 | 1 | 5 | | | 1 | 酒 その他1 |
| 22 | T・S | あんじ | | 23 | 23 | 23 | 23 | 7 | 1.5 | 1.5 | 5 | 1 | 1 | 5 | | | 1 | 酒 その他1 |
| 23 | T・H | せいえもん | ◎ | | | | | 12 | 10.0 | 10.0 | 50 | 1 | 1 | 5 | 4.3 | | 1 | 酒 その他1 |
| 24 | T・M | やまね | | 23 | 23 | 23 | 23 | 6 | 5.0 | 5.0 | 10 | 1 | 1 | 5 | | | 1 | 酒 その他1 |
| 25 | T・O | ちようしち | | | | | | 10 | 5.0 | 5.0 | 10 | 3 | 3 | 5 | | | 1 | 酒 その他1 |
| 26 | T・S | かしち | | 25 | 25 | 25 | 25 | 11 | 3.0 | 3.0 | 10 | 3 | 3 | 5 | | | 2 | 酒 その他2 |
| 27 | T・M | じろうきち | | 25 | 25 | 25 | 25 | 8 | 5.0 | 5.0 | 10 | 3 | 3 | 5 | | | 2 | 酒 その他2 |
| 28 | T・M | じようきち 分家 | | 27 | 27 | 27 | 27 | 5 | 1.5 | 1.5 | 5 | 3 | 3 | 5 | | | 1 | 酒 その他1 |
| 29 | F・H | まへい 分家 | | 30 | 30 | 30 | 30 | 5 | 1.5 | 1.5 | 5 | 2 | 2 | 5 | | | 1 | 酒 その他1 |
| 30 | F・M | まへい | | 32 | 32 | 32 | 32 | 7 | 5.0 | 5.0 | 10 | 1 | 1 | 5 | | | 1 | 酒 その他1 |
| 31 | F・B | からから | | 32 | 32 | 32 | 32 | 6 | 3.0 | 3.0 | 10 | 3 | 3 | 5 | | | 1 | 酒 その他1 |
| 32 | F・A | うめえもん | ◎ | | | | | 8 | 5.0 | 5.0 | 10 | 3 | 3 | 5 | | | 1 | 酒 その他1 |
| 33 | F・N | しよん 分家 | | 32 | 32 | 32 | 32 | 7 | 1.5 | 1.5 | 5 | 3 | 3 | 5 | | | 1 | 酒 その他1 |
| 34 | M・H | ごうえもん | | 高屋 | 4 | 大 | 大 | 8 | 3.0 | 3.0 | 10 | 2 | 2 | 5 | | | 1 | 酒 その他1 |
| 35 | I・U | はんねん 分家 | | 5 | うち | うち | うち | 9 | 1.5 | 1.5 | 5 | 2 | 2 | 5 | | | 1 | 酒 その他1 |
| 内川 | E・Y | じんしちまつ | | | | | | 8.5 | 3.84 | 3.84 | 14.6 | 2.2 | 2.2 | 5.2 | 0.45 | | 2 | 酒 その他2 |

三二

合関係を示し(一〇軒以上
 一家分家の系譜関係につき、
 一日本の社会における「家」制
 度の研究—前出、浅妻、松本共
 同調査資料を浅妻がまとめた新
 潟女子短大研究紀要第、前言
 一集—一頁の図を参照)、前言
 のように地縁と血縁の一
 致を示す傾向があるに対
 し、内川、中浜では結合
 関係は三—五軒程度、地
 縁と血縁の不一致の事例
 の存するのがみられる。
 しかも、この地縁と血縁
 の少数の不一致事例は、
 後に述べる「三十六人
 衆」体制における「家格」
 保持の欲求の結果、内川
 ・中浜以外の部落(例え
 ば大野積)に在住する

沿岸漁村における「家」制度の解体

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------|-----------------|-----------------|----------|------|-----------|------|----------|------|----------|-----|-----|---------|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|--------|--------|-------------------------|---------------|
| 内川平均 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 |
| M・K | H・H | F・Y | T・K | T・T | T・S | S・K | S・H | T・K | K・E | K・M | K・K | K・K | K・K | K・K | I・S | I・K | I・K | I・K | I・H | I・H | I・S | I・N |
| はんち | とうばち | たまもん | じんかん | やうもん | むじさう | おけや | はんべい | しょうべい | きんすけ | きゆうまく | | | げんしん | まごろう | ごんたろう 分家 | けんじ | きへい | いちべい分家 | ごんたろう | いちべい | ごて | いちべいみせ |
| | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | ◎ | | |
| | | | | | 池の尻 | 中浜 | 高屋 | 縁組22 | 縁組21 | 荒谷 | 金沢 | | | | 縁組21 | | | | | | 荒谷 | |
| | 高屋 | 荒谷 | 内川 | 内川 | 内川 | 尻池の うち | 内川 | 内川 | 金沢 | 外部落 | 高屋 | 高屋 | 高屋 | 中浜 | 大野 | 外部落 | 外部落 | 荒谷 | 荒谷 | うち | 荒谷 | うち |
| | 高屋 | 金沢 | 内川 | 内川 | 中浜 | うち | 内川 | 金沢 | 高屋 | 高屋 | 高屋 | 高屋 | 高屋 | 尻池の | 金沢 | 13 | 金沢 | 金沢 | 金沢 | 2 | 荒谷 | 荒谷 |
| 5.6 | 5 | 7 | 4 | 2 | 2 | 10 | 5 | 4 | 5 | 4 | 7 | 3 | 10 | 5 | 4 | 3 | 4 | 6 | 7 | 18 | 6 | 6 |
| 2.4 | 3.0 | 5.0 | 3.0 | 1.5 | 3.0 | 5.0 | 3.0 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 5.0 | 5.0 | 1.5 | 1.5 | 5.0 | 3.0 | 1.5 | 3.0 | 1.5 | 1.5 |
| 11.9 | 5 | 10 | 10 | 10 | 5 | 10 | 50 | 10 | 10 | 10 | 5 | 5 | 50 | 10 | 5 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 5 | 5 |
| 2.9 | 1 | 3 | 3 | 1 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 7.1 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 10 | 5 | 10 | 5 | 5 | 10 | 10 | 10 | 5 | 10 | 5 | 5 | 5 | 10 | 10 | 10 | 5 |
| 0.25 | | | | 1 | | | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | 1 | 2 |
| | | | | | | | | | | | | | 0.6 | | | | | | | | 4.3 | |
| 1 | | | 2 | | | | | | | | | | | | 3 | | | | 5 | ○ | | |
| 酒造 その他 1319 | 酒 | 酒造 その他 11 | 酒造 その他 11 | その他 1 | 〃 | 〃 | 酒 | その他 1 | 酒 | その他 2 | 酒 | | 酒造 2 | 酒 その他 11 | 酒 その他 1 | 酒 その他 12 | 酒 その他 11 | 酒 その他 11 | 酒 1 | 酒 1 | 酒 その他 1 | 酒 その他 2 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | P・T:A会長 氏子総代 漁協理事 | |

「おもだち」が、通婚圏を他部落に拡大化したために生じたものにすぎず、「本家分家末代、親類三代」といわれているように、本家分家の系譜が尊重され、この系譜的關係を地縁に合致させようとする傾向は非常に強いのである(右の地縁結合と血縁結合の不一致の事例は、大野積在任の「おもだち」が、自己と同格の「家」との間に、二三男の配偶者を発見できなかつたために、他部落である内川の「おもだち」に養子にやり、又は分家せしめたものをいう。第五表)。婚姻関係は、漁村一般の傾向としての分家の制限・禁止を原則とする部落内婚主義

をとるが、それに本家⇨分家の系譜関係の尊重⇨配偶者の社会的 Rank の重視が加わって、近親婚を「うちうち婚」という特殊な秘密婚形式で存続させている。「うちうち」とは、同一「家」内の親族間の婚姻をさす(後述)が、この婚姻形式が多いため、ここでは系譜関係と親族関係が重疊的に成立し、同族結合意識は強化される結果となる(第五表参照)。

〔第6表〕

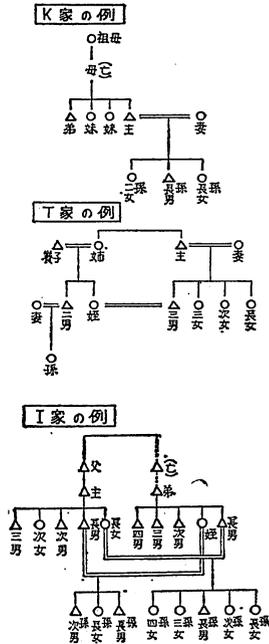
| | 全国平均 | 池之尻 | 大野積 | 内川 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯主 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 配偶者 | 76.3 | 85.7 | 85.7 | 75.0 |
| 直系卑属 | 231.6 | 337.1 | 185.8 | 220.8 |
| 配偶者 | 9.0 | 31.4 | 22.8 | 12.5 |
| 直系尊属 | 18 | 48.6 | 71.4 | 62.5 |
| その他 | 18.3 | 48.6 | 57.1 | 37.5 |

部落構造の基礎単位である、各家族の構成は第六表に示されるように直系三世代、或いは複合家族が多く、全国平均家族構成人数四・九に対し、大野積七・三、池之尻七・一、内川五・五と大家族構成をとる。第七表は、三十六人衆の中でもトップ・クラスの家族構成である。第八表は、そのI家・I家の通婚圏を示す。「三十六人衆」体制の根強い池之尻の方が通婚圏がせまく、「うちうち」で固まろうとする傾向がつよく、また一般に親の代に対して子の代の方が通婚圏は拡大されている。だが、それにもかかわらず野積内婚主義がほとんど絶対性をもち、このことは出稼型漁村への転換過程で伝統的な社会関係が容易に解体していないことに対応しているのである。

③ 「三十六人衆」体制の存立基礎

大正年代までは漁業を中心としてきたから、現在でも漁業を前提としてつくられた社会制度が残存している。「三十六人衆」の一人K家にある記録によれば「組長源之助」とあり、三十六軒の本家は、文化の頃には草分け本百姓であり五人組の組長であり、貢租負担者であったとみられ、この三十六人の組長寄合制度によって、「あみもと」(本家)と「かこ」(分家)との協同漁業生産方式・労働分担法がきめられ、本家に対する分家の恭順の体制は漁業にお

第7表



第8表

| | | 池之尻 | | 内川 | |
|--------|---|----------|----------|----------|----------|
| | | 親の世代 | 子の世代 | 親の世代 | 子の世代 |
| うすうち | 婚 | 8 (23%) | 2 (7%) | 2 (7%) | 1 (5%) |
| 間一郎落内婚 | | 16 (46%) | 4 (14%) | 5 (24%) | 4 (18%) |
| 野積内婚 | | 8 (23%) | 19 (66%) | 14 (67%) | 19 (77%) |
| 野積外婚 | | 3 (9%) | 6 (22%) | 1 (3%) | |

条件でもあった。分配は、本家が漁獲の十分の二をとり、十分の八を本・分家全乗組員で平等分割という方式をとり、このような本家への分家の隸従は、漁業発展と共に大綱になると一層徹底し、更に血縁・地縁・土地所有関係が加わって、強力な「支配体制」を形成することになったのであった(第九表)。

〔参考〕

一札の事

私此度勝手に付三左エ門舟買請漁業仕候然所私は迄貴殿の舟水主にて漁業仕居り上は末々共に水主一人貴殿の舟に乗組申し可く候万一乗組申さず候場合分家の節貴殿より譲受け申宅地御取揚げなされるべく候
其の節一言彼是と申出間敷く候

後日の為親類連印証文仍って如件

沿岸漁村における「家」制度の解体

ける不平等分割を通して促進された(第九表)。舟は「あみもと」の出資、漁具は乗組員の共同出資によったが、乗組員は本家二人・分家五人で構成され、分家は本家に対して必ず一人を乗組員として出さねばならず、それは本家から土地の分与をうけるための交換

文政三辰年八月

某

× ×

耕作面積が小さいから土地所有関係は、社会体制の性質を決定する重要な要素となっている。四町五反の共有地が

〔第九表〕 (昭和十一年現在)

| (網元氏名) | (舟名) | (前数) | (舟子戸数) | (部落) |
|--------|--------|------|--------|--------------|
| 加藤昇一治 | 太郎左エ門舟 | 八一、五 | 四十 | 茅ヶ谷、荒谷 |
| 志田昇一治 | | | | |
| 古川文平 | 惣左エ門舟 | 七五、〇 | 三三 | 〃 |
| 吉川誠智郎 | | | | |
| 力石安松 | 中浜舟 | 八四、五 | 五三 | 茅ヶ谷、荒谷、中浜、内川 |
| 石井留三郎 | | | | |
| 松井幸三郎 | 高屋舟 | 四五、〇 | 三三 | 内川、高屋、金沢 |
| 松井龜三郎 | | | | |
| 深滝久蔵 | 金沢舟 | 六一、〇 | | 内川、金沢 |
| 深滝和五郎 | | | | |
| 高津峯吉 | 新田舟 | 六三、〇 | 四十 | 池之尻、大野積 |
| 石井清三 | | | | |
| 合計 | | 四二、〇 | 一二八 | |

あり(三十六人名義)、「三十六人衆」が管理をしているが処分権はなく、分家は分家の際に、それぞれの割合(表第十)で分与をうけるが利用権をうるにすぎず、割地慣行により三年毎の抽選で同じ面積を交換する。平均耕作面積は約三反、全然耕作地をもたない分家もあるから、同一系譜関係「まき」で一反五畝の共有地を管理しており、しかも分家は本家を通過して分与をうけるため、本分家関係は無限に強化されることになる。この割地慣行は、昭和四年の「野積重立組

〔第十表〕

大割(約八畝)——本家
 二番割(約四畝)——第一分家
 苗代割(約二畝)——第二分家
 割出割(約一畝弱)——第三分家

合定款」で再編・強化され(とくに)、有力者(「三十六人衆」)の政治的イデオロギ
 ーでは「法規範」視されているが、村の人々一般では「規範」視されていない。
 そして、昭和四年の不況期に「三十六人衆」の内の二人が倒産し共有地の処分を
 決定しようとしたとき、この割地慣行の明文化によって結果的には「三十六人々
 ル系伝」の格づけが法的になされ(第八、)、「三十六人衆」の支配体制の物的基礎の
 再編成が可能となったのであった。

× × × × ×

〔参考〕

野積重立組合定款

- 第一条 本組合ハ野積重立組合ト称ス
- 第二条 本組合ハ野積大地主タル三十六人ヲ以テ組織ス
- 第三条 本組合ハ事務所ヲ星寛平宅ニ置ク
- 第四条 本組合内ニ於テ騒乱及ビ地籍ニ関スル争論アル時ハ是レニ立会シ裁決スル事
- 第五条 野積地形図ハ製作中多少粗略ノ点アルヲ以テ境界論ニ対シ地形図ノ表面ヨリ裁決ヲ得ザルハ地券終了当時ヨリ申伝ヒアルモ茲ニ改メテ実行スル事但シ参考ノ点ニハ使用ヲ得ル
- 第六条 野積地内三十六人割田地ニ対シ参ケ年毎ニ抽籤ヲ以テ配当スル慣例ハ後年ニ至リ誰レノ名目ニ変更アルモ之レヲ実行スル事
- 第七条 本組合ノ共有地ハ納税上別冊三十六人持調書ノ通り明治二十一年各自ニ分筆シアル土地ハ抵当物件ニ提出スル事ハ固

沿岸漁村における「家」制度の解体

ク禁スル事

第八条 共有地ニ対シテハ三、十六人タル系伝ニ鑑ミ、権利ヲ尊重スル事若シ破財上止ムヲ得ス売買セントスル時本組合ノ議決ノ

結果組合内ニ於テ相当ノ価格ヲ以テ受持ツ事

第九条 共有地ノ内ニテ宅地ニ貸付アル地籍ニ対シ其人ヨリ他所ト更換ノ請願アルモ爾後之レヲ採用セサル事

第十条 本組合ハ左ノ役員ヲ置ク

一 地籍委員 式名

第十一条 本組合ノ地籍委員ハ野積地籍及び共有地ニ関スル一切ノ事務ヲ掌ル

第十二条 本組合ノ役員任期ハ満四ケ年トス但シ再選ハ妨ケス補欠選挙ニ依リ就任ノ役員ハ前任者ノ任期ヲ継承ス

第十三条 本組合ノ役員ハ総テ名譽職トス

第十四条 本組合ノ議會ヲ要スル事項左ニ

- 一 定款ノ変更
- 二 共有地植林事業
- 三 経費予算等及ヒ賦課徴収方法
- 四 其ノ他

昭和四年四月三十日

| | | | | | | | |
|------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 加藤熊吉 | 河野熊一 | 加藤平治 | 河野熊治 | 志田昇一 | 風間平治郎 | 古川原文平 | 吉井甚平 |
| 風間松藏 | 河合庄太郎 | 河合庄太郎 | 古川原七五三吉 | 藤井大五郎 | 大倉利平次 | 力石安吉 | 高綱三作 |
| 加藤芳藏 | 松井留次 | 松井栄作 | 松井与松 | 松井和吉 | 青木高次郎 | 青木長吉 | 深滝亀次郎 |
| 青木倉作 | 青木作次郎 | 深滝和五郎 | 藤井三太郎 | 高綱政雄 | 石井石太郎 | 石井石松 | 高津文平 |
| 高津峯吉 | 青木政吉 | 石井清次郎 | | | | | |

×

×

×

右に示らべたように、「家格」型漁村野積において本組合家関係は、「三十六人衆」体制の確立の方向に再編・強

化されてきたという一応の推定が可能なのであるが、この体制の発展は、直接には野積の政治支配の歴史に示されてきたといえよう。すなわち、伝統的に「三十六人衆」常会がもたれ、部落の年間行事・予算・労働賃金(大工・土方などの)等の公的決定を行い、戦時中は「国策万般の普及徹底に協力する最下部組織として重要な意義を有する」常会(文部省「臣民の道」八一頁)として、その存在理由は一そう強調された。昭和十八年には解体して区長制となり、「三十六人衆」が輪番で区長となつたが、区長の仕事は繁雑で多忙だといふので、区長の家に無償で働きにいく「三日でま」の制がうまれた。分家が本家の家に無償労働にいく「てまだい」といふ旧来の従属のシステムがここに再編成されたことになる。また、野積の各部落には神社があり、「三十六人衆」のトップ・クラスに属する八人が、世襲の氏子総代となっており、「家」を

〔第十一図〕

(部落名)

(神社)

(氏子総代)

(現在役職)

| | | | |
|-----|------|-------|------------|
| 大野積 | 山王神社 | 高津金五郎 | |
| 池之尻 | 妻戸神社 | 松井寅治郎 | |
| 池之尻 | 山王神社 | 高綱三作 | 町長、杜氏組合長 |
| 金沢 | 白山神社 | 滝沢治平 | |
| 中浜 | 山王神社 | 力石安松 | 町議会副議長郵便局長 |
| 内川 | 八幡様 | 石井初太郎 | |
| 荒谷 | 弥彦神社 | 伊藤彦治 | 東北配電所長 |
| 荒谷 | 弥彦神社 | 古川原政雄 | |

媒介とする身分制的ヒエラルキーが、村の生活意識や日常の行動様式の変質を阻止する権能をもっていることがわか

沿岸漁村における「家」制度の解体

るのであろう(第十一)。
(図参照)

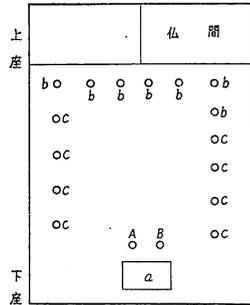
(2) 事例漁村における「家」制度の現状

野積における「家」は「まき」という同族結合を通して、漁業や農業の生産単位(完全に独立したものではない)であると共に、大網や共有地のような部落的生産関係につながることによって部落構成の一分子となる。「家」と「家」の相互関係が野積の社会構造を決定し、系譜関係のない人はいずれか適当な本家をつつけて、その「まき」に入る。

こうして形成された「家」や「部落」は「三十六人衆」の規制をうける。「三十六人衆」は部落秩序の中心となり、部落の日常生活や行動様式の型をつくりあげている。ここでみられる「三十六人衆」の層は注目する必要がある。磯田教授の指摘される「日本の村落構造は二つの顕著な『型』に大別され得る。一つは家格制の存在する村落であり、他はその存在しない村落である」(磯田「村落構造の二つの型」『法社会学』一五〇頁)という見方からするならば野積は家格性の存在する村落で、「三十六人衆」とのつながりについて評価される「家」を媒介とする身分制的ヒエラルキーの存在する村落である。このような家格制村落社会において、具体的存在としての「家」制度はどのように類型化されるか。

まず本家筋(三十六人衆)において、「家」意識がヨリ鮮明に、役割期待関係も一そう明確であろうことは十分推定される。「おもだち」「こまえ」という、「家」の二種の社会的評価の差別が部落では徹底し、その意味では分家筋でも「家」「分限」意識が鮮明であるが、格(rank)や顔(Prestige)による差別―「家」への帰属の意識は、本家筋にはるかにつよい。前出の重立組合定款への「法規範」視の態度がそれを裏づけているし、「本家」に期待される社会的役割は、「分家」のそれよりずっと大きいからである。たとえば「家」と「家」を結合する婚姻の仲人(タノマ仲人)

〔第十二図〕



- a: 四リ・床柱
- A: 客長
- B: 客長に次ぐ「家」の代表者
- b: 本家筋(家柄の近い人)
- c: 故人と縁 深い人(家人・令客筋)

は必ず嫁入先の本家でなければならぬという鉄則が行われ、婚儀の宴には第12図に示すような席順が厳守される(A・Bは進行係、女性は宴会関係の前提)。こういう本家筋の「家」の観念は、体面保持(恥)の価値意識、超世代的継承を前提とする、すぐれて「家格」中心の「家」制度観念であり、「家格」を支える物的諸条件は、杜氏出稼の今日でも、杜氏・三役の独占を通して再編成されている。

言語法則が抽出されたことは右の事実を裏づけるものである。「三十

六人衆」の内、氏子総代クラス(トップ・クラス)では、父母をオトウチャン・オカアチャン、他の「家」の父母に對しては、トウチャン・カアチャンとよぶ。対人称呼は相互の「家」の格と役割の交換という側面から、人間関係の型を最も端的に表現するもので(前出、磯田論文から私)、右のような親族称呼を通して三十六人衆の「家格」観念が再生産されていることを見逃すわけにはいかない。というのは、右のオトウチャン・クラスの子女において「家」意識が最も鮮明に見出されたからである。中学生・三人中家系認知・同族的上下関係を是認する者は一人、一年に数回しか神棚・仏壇を礼拝しない者はゼロであったが、他のクラスの子女において家系認知者は少なく、数回しか礼拝せぬ者が多かった(しかも、テムの相関は不明であった)。「今日は―某はいるか?」の挨拶ことばは、どのクラスも大差なく(方言を一部で使うが)、相手をよぶのに、年上に対してオメエタチ、仲間や年下に対してはネラと使いわけているが、社会的ランクによる使いわけは不明であった。

以上、「三十六人衆」の「家」制度を中心にみてきたが、分家筋（コヤケ）の人々においては「家」意識・「家」的行動様式は屢々アイマイになっている。本家の子が進学しないのなら分家でも進学を見合わすとか、本家より先にテレビを買ったりしないとか、同族の一員として義理・人情に徹し情緒的一体感をもって生活していくことが大いに歓迎されているが、そのような相互関係が「掟」として守られるべきだという。前出・重立組合の定款に現われている本家筋の規範意識とは対照的である。

四 「家」制度の解体過程における「家」意識の再生産について

事例漁村の野積に近い越前浜は、かつての漁業・塩業がすたれたため、「毒消うり」という特殊な行商出稼村に転換し、すでに戦前から富山の売薬とならんで中国大陸・南洋方面にまで知れわたった行商村である。漁業全盛時代の旧網元はムラギン（村君）とよばれる草分以来の本百姓であり、今日でも村の役職を独占する有力者層であるが、このムラギンを本家とする分家筋は、本家と社会的に全く同格であり、村の同族結合は著しく弛緩・解体し、「家」の意識や「家」的行動様式は中年・老年者にも内面化されていない。野積との、このような社会関係の異同は何によるのであろうか。漁業がすたれ漁業を前提とする社会制度が消滅・後退してしまっているのは同じだが、第一に、野積よりも耕地がひろく割地慣行による同族的支配の体制が成立していないこと、第二に、出稼型への転向が「毒消売り」行商組織の民主性のため、「家」意識をたえず再生産してきたという事情のないことをあげるべきであらう。

野積において、「家」制度を確保してきた「三十六人衆」体制の歴史には、すでに若干の矛盾が内在し危機的段階を経てきた。しかし、いつもその矛盾の激化を阻止し、それを上廻るだけの体制的強化が結実してきたのであった。

1 太子講の賃金決定

大工、屋根職人の講である太子講は職人に関係のない「三十六人衆」常会によって賃金を決定するのは不当であるとして、昭和十四年自ら賃金を決定することを宣言した。漁業は衰退し、本家・分家の協力による家族労働の生産関係もなく、耕作面積も狭く、第三分家以下になると土地の分与もなく、手に職をもって独立するものが多くなれば、「家」の關係だけで利害關係や対抗關係をぼかすことが出来なくなった。

2 野積文化の会を中心にした動き

戦後野積の文化運動として、「ペンクラブ」「文化の会」などが結成されたが、保守・革新の色彩が濃く、昭和二七年には解散している。その後、新教育をうけた青年層を中心に昭和二九年「野積文化の会」が結成され、雑誌「ひかり」を発行した。発行部数は二〇〇部を数えた。初期の内容をみると「野積の封建性」という論調が多いが、号が進むにつれて「三日デマ」「区長制」「砂丘地開田」「割地」問題を取りあげ、「三十六人衆」の村落支配を批判してきた。それは同時に政治的な運動を意味していたが「三十六人衆」体制の壁の前に敗れ、雑誌も廃刊になった。

右の二つの事件の他にも例をあげることができる。だが、経済不況の昭和初年に「三十六人」の二人が倒産し共有地分割問題が起ったときには、重立組合定款作成により逆に「三十六人衆」体制は強化されたし（前述）、太子講の宣言当時は隣保制度強化の国策に即して「三十六人衆」常会の権限は却って強化された。しかも当時、野積では各家と各家族員の相互間に年令別・性別・家格別の共同体秩序を再編成するべく、「ハイハイ」運動が提起された。つまり、各家・各自がその役割を自覚し従順な態度をとるよう、言語向上運動がなされ、現在の四十歳前後の人達は学校で「ハイハイ」という返事の仕方を叩き込まれた。これは、明らかに「三十六人衆」への恭順体制として役立ったの

である。野積文化の会の批判も、現在では主唱者は村八分的制裁に屈し、貧困に追いやられた村民の生活は「三十六人衆」体制を基礎とする杜氏出稼に編入されることによって活路を見出している状態である。

こうして、野積では「家」制度の徐々の解体化という基本路線を辿りつつ、「三十六人衆」体制（同族的支配）下での特殊「出稼」型への転換の故に、「家」的諸関係がたえず再生産される可能性が内在せしめられているのである。戦後パースナリティを形成した野積の青年達は、本家⇨分家結合を認めるのに批判的であるが、結局、さいごには生活のために村のこの不動の秩序に同調していかざるをえない。「ハイタテモ」という日常語は、「感心はしないが、だけれども従わざるをえないのだ」という意味で、彼等の部落内社会意識を端的に表現しているのである。

かくて、沿岸漁村の「家」制度の解体は一般的傾向ではあるが、杜氏出稼のように本家筋（杜氏・三役）の下での徒弟制的技術修得期間を必要とし、支配者層の指揮下で出稼するような場合、「出稼」体制自体が村落支配構造の延長として機能し、部落の「家」制度的諸関係が再生されていくと結論してよいであろう。野積の場合、「家」制度と「家」制度的価値体系は、「三十六人衆」体制そのものを意味し、村の貧困化の過程で、人々は「経済的に」この体制への適応を余儀なくされてきた。恐らく、他の地域社会と同様に、「家」制度解体の特殊⇨具体的様相は、まさにこのように、「経済的」要因に基本的に決定されてくるのではなからうか。